

公 告

外契第 34 号

下記のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等(以下、「証明書等」という。)の提出、入札及び契約を電子調達システム(GEPS)で行う対象案件です。

令和6年6月26日

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 高杉 典弘

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約件名 FIBER CONNECTION DEVICE1個整備
- (2) 契約内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和7年1月31日
- (4) 履行場所 航空機用部品保管倉庫(深川)
- (5) 入札方法 電子調達システム(GEPS)の利用本案件は、申請書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。また、電子調達システムにより難い者は、紙入札参加願、紙契約方式承諾願を提出し、紙入札方式、紙契約方式に代えることができる。その他詳細については、入札説明書による。

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当しない者に限る。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約に必要な同意を得ている者についてはこの限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当しない者に限る。
- (3) 令和4・5・6年度年度国土交通省一般競争参加資格(全省庁統一資格)において、下記「契約の種類」に応じた何れかの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。また、当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止中の期間でない者。
- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

「物品の製造」又は「役務の提供等」の A, B, C又はD等級

3 証明書等の提出期限、提出方法

(証明書等提出期限) 令和6年7月10日17時00分

(提出方法)

・電子調達システムにより入札参加する場合
以下の書類を電子調達システムにより提出すること。

- (1) 確認書(電子調達用)
- (2) 資格審査結果通知書(電子、紙入札共通)

・紙入札により入札参加する場合
以下の書類を下記4の窓口へ直接提出又は郵送により提出すること。
(ただし、郵送の場合は配達証明が確認できるものでの郵送に限る)

- (1) 紙入札方式参加願(紙入札用)
- (2) 資格審査結果通知書(電子、紙入札共通)

・証明書等の提出方法に関する共通事項

- (1) 技術審査に必要な資料(提出先: 入札説明書参照)

4 契約条項等を示す場所、契約及び入札に関する問い合わせ先

東京都千代田区霞が関2-1-3
海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第三契約係
03-3591-6361 (内線 2841)

5 入札説明書の交付期間、交付方法

(入札説明書等の交付期間)

令和6年6月26日から令和6年7月10日まで
(交付方法)

入札説明書等の交付は、当庁ホームページの「調達情報」の「入札・落札等の状況」からダウンロードすること。<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/nyusatsu/r5ippan.html>

また、郵送で交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記する)並びに重量200gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添付して上記4の係に申し込むこと。

6 入札書等の提出期限

令和6年7月25日17時00分

7 開札の日時場所

令和6年7月26日11時30分 海上保安庁入札室

8 入札保証金および契約保証金

免除

9 入札の無効

本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び海上保安庁入札・見積者心得書その他に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 落札者の決定方法

- (1) 海上保安庁入札・見積者心得書による。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

11 契約書作成の要否

要(ただし、契約金額が150万円に満たない場合は省略することがある)

本業務は、契約手続にかかる書類の授受を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

12 仕様に関する問い合わせ先

海上保安庁装備技術部航空機課
03-3591-6361 (中尾 内線4632)

以上公告する。

入 札 説 明 書

(最低価格落札方式)

契約番号：外契第 34 号

契約件名：F I B E R C O N N E C T I O N D E V I C E 1 個整備

項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札参加申込手続き
- 5 入札書及び関係書類の提出場所等
- 6 その他

- 別紙－1 入札書（海上保安庁様式）
- 別紙－2 技術審査関係資料（様式1から様式5）
- 様式－1 紙入札方式参加願
- 様式－2 紙契約方式承諾願
- 様式－3 確認書（電子入札参加申し込み用）
- 様式－4 電子証明書変更承諾申請書
- 様式－5 期間委任状
- 様式－6 都度委任状
- 別冊 契約書（案）
- 別冊 仕様書

入 札 説 明 書

海上保安庁の調達契約に係わる入札公告（令和6年6月26日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 高杉 典弘

2 調達内容

(1) 契約件名

F I B E R C O N N E C T I O N D E V I C E 1 個整備

(2) 契約内容

仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和7年1月31日

(4) 履行場所

航空機用部品保管倉庫（深川）

(5) 仕様説明会の日時等

仕様説明会は実施しない。

なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。

仕様書等に関する問い合わせ先

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁装備技術部航空機課 中尾

03-3591-6361

(内線4632)

(6) 入札方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

また、電子調達システムにより難しい者は、発注者に紙入札方式参加願及び紙

契約方式承諾願を提出して紙入札方式、紙契約方式に代えるものとする。

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

① 入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に

相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、そ

の端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入

札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である

かを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を

記載した入札書を提出しなければならない。

③ 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。

この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札

書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。

(7) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格審査）において「物品の製造」又は「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし指名停止期間中にあるものは除く。）
なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記5(2)へ問い合わせること。
- (5) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 技術審査の対象であるため、証明書等の受領期限までに「別紙2 海上保安庁の航空機用発動機整備にかかる技術審査説明書」記載の提出先へ書類を提出し、同審査に合格した者であること。
技術審査の内容にあつては「別紙2 海上保安庁の航空機用発動機整備にかかる技術審査説明書」を参照のこと。

4 入札参加申込手続き

(1) 申込方法

- 入札参加希望者は、4（5）の各書類を各提出先に持参又は郵送すること。（電子調達システムにより提出するものは除く）
なお郵送にて提出する場合は、提出期限までに提出先に必着すること。（郵送の場合は、配達証明が確認出来るものに限る）
また、代表者から委任を受けている者（以下「受任者」という）が入札を行う場合は期間委任状（様式5）又は都度委任状（様式6）を入札参加手続きまでに提出する（当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。）。

期間委任状について

- a 入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。
- b 電子入札においては、復代理は認めない。
- c 委任期間は当該年度内を限度とする。
- d 代表者及び受任者の記名・押印された委任状（書面）の提出とする。
- e 原則として期間委任状の委任期間中の都度委任状の提出は認めない。

(2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法

電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Pro3形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2016形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel2016形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

(3) ファイル圧縮方法の指定

ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。(自己解凍方式は不可)

(4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合証明書等のファイル容量が10MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書(写)」のみを、1つのファイルとして(例えばPDF形式のファイル)まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5(2)の契約係担当者へ手渡すこと。

直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による提出をすることが出来る。この場合、事前に5(2)にその旨を連絡すること。

なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認通知書を送付する。

(5) 証明書等の提出期限 令和6年7月10日 17時00分

各提出書類の提出先は次のとおりです。

○電子調達システムにより入札参加する場合

- ・確認書(電子入札用)(電子調達システムにより提出)
- ・資格審査結果通知書(写)(電子調達システムにより提出)

○紙入札により入札参加する場合

- ・紙入札方式参加願(紙入札用)(提出先下記5(2))
- ・資格審査結果通知書(写)(提出先下記5(2))

(6) 証明書等審査結果の通知

4(1)により提出された証明書等の審査結果を、令和6年7月18日までに電子調達システム又は文書等により通知する。

- ※ 電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。
- ※ 入札参加申込手続き後に辞退する場合は、開札日までに「入札辞退書」を5(2)へ提出すること。
なお、入札辞退書等は下記アドレスにて公開しているのでダウンロードして提出すること。
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/youshikitou.html>

5 入札書及び関係書類の提出場所等

- (1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。
ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。
電子調達システムのURL及び問い合わせ先
調達ポータル <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>
調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-000-683
- (2) 入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先
東京都千代田区霞が関2-1-3
海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第三契約係 深澤 仁順
TEL03-3591-6361 内線 2841
- (3) 入札説明書（仕様書等添付）の交付期間
令和6年6月26日 から 令和6年7月10日 まで
- (4) 入札書の提出期限
令和6年7月25日 17時00分
- (5) 入札書の提出方法
- ① 電子調達システムによる場合
- ア 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。
- イ 入札書等の記載事項
- a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
- b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
- c 入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。
(電子認証書を取得している者であること。)
- d 国外修理における外貨建については、審査結果通知時に添付する外貨換算レート表により邦貨換算するものとする。
- ※ 契約後に輸入当時の実績額を証明した書類により速やかに精算するものとする。
- ウ 入札書等の提出
- a 入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。
- b 電子入札に利用することができる電子証明書は、資格審査結果通知書に記入されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について期間委任により委任を受けた者の電子証明書に限る。
- ② 紙による入札の場合
- ア 入札書の様式は、別紙-1によるものとする。
- イ 入札書等の記載事項
- a 契約件名は、定められた件名を但しがきのあとに記載するものとする。
- b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
- c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。
- d 入札書には、入札者の住所及び氏名を記載し、押印（法人にあっては、所在地、法人名及び代表者の氏名を記載）しなければならない。
入札書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載すること。

- e 受任者（以下「代理人」という）が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名）を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社 代表取締役（社長） ○○ ○○ 代理
東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
海保株式会社 東京支店（又は○○部）
支店長（又は○○部長） ○○ ○○ 印

- f 国外修理における外貨建については、審査結果通知時に添付する外貨換算レート表により邦貨換算するものとする。

※ 契約後に輸入当時の実績額を証明した書類により速やかに精算するものとする。

ウ 入札書等の提出

- a 入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。

- b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

エ 郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等において当該信書物（同法第2条第3項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」の旨を記載し、中封筒に入札書を入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。ただし、入札書の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

(6) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。

ア 委任状が提出されていない代理人のした入札

イ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

ウ 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札。（ただし、押印省略の場合で、入札書の余白に本件責任者及び担当者の氏名・連絡先が記載のない入札も無効とする。）

エ 金額を訂正した入札

オ 誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札

カ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札

キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ク 競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあっては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札

ケ 競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、海上保安庁次長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札

- ② 電子入札参加者は、電子証明書を不正使用等してはならない。

不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。

なお、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、電子証明書変更承諾申請書（様式4）を提出すること。

また、電子証明書変更承諾申請書には変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付すること。

- (7) 入札の延期等
入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。
- (8) 開札の日時及び場所
日時：令和6年7月26日 11時30分
場所：海上保安庁入札室
- (9) 開札
- ① 電子調達システムによる場合
- ア 開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- なお、外貨建による入札の場合に採用する換算レートは、審査結果通知時に添付する外貨換算レート表によるものとする。
- ② 紙による場合
- ア 開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。
この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- なお、外貨建による入札の場合に採用する換算レートは、審査結果通知時に添付する外貨換算レート表によるものとする。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

6 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項
入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。
また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法

- ① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様を満たすことの出来ることの要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した者を落札者とすることがある。

- ② 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。

落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。

- ア 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
- イ 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ウ 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合
その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。

- ③ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。
ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。

(4) 契約書の作成（ただし、契約金額が150万円に満たない場合は省略することがある）

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ⑤ 「電子調達システム」による電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続に従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
紙契約方式の手続をする場合は、紙契約方式承諾願（電子、紙入札共通）を落札決定後に上記5（2）へ提出すること。

- (5) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い
- 電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする
- すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。
- ①天災
 - ②広域・地域的停電
 - ③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
 - ④その他、時間延長が妥当であると認められた場合
（ただし、電子証明書の紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く）
- 変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨をすべての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。
- (6) 発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い
- 発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。
- 障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。
- (7) 支払条件は履行完了後、一括払いとする。
※整備物品を輸入品として取り扱う場合（国内販売品ではない場合）は、当初契約金額に対して輸入実績額に基づく精算が伴う。
- (8) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「海上保安庁入札・見積者心得」によるものとする。
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html>
- (9) 入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (10) 責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう務めること。

入札書

一金

ただし FIBER CONNECTION DEVICE 1個整備

入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

(注)1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。

2.金額は「アラビア」数字で記入する。

別紙2

海上保安庁の航空機用発動機等整備にかかる技術審査説明書

1 海上保安庁の航空機用発動機及び航空機用装備品（以下「発動機等」という。）を整備しようとする者は、海上保安庁の航空機用発動機等整備に関する技術審査（以下「技術審査」という。）を受けなければならない。

2 技術審査を受けようとする者は、自己の負担において、様式1の技術審査申請書に次の資料（各写しの書類を除き、日本語により作成すること。）を添付して遅滞なく海上保安庁装備技術部航空機課長経由支出負担行為担当官に申請すること。

なお、提出した資料の内容について質問をすることがあります。

(1) 問合せ・提出先

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁装備技術部航空機課航空機整備管理室 調査係

電話 03-3591-6361(内線4640)

(2) 技術審査資料

① 事業場の認定

イ 発動機等を国内において整備しようとする者は、整備しようとする発動機等に関し、航空法第20条第1項第7号に規定する装備品の修理又は改造の能力について国土交通大臣の認定を受けていること。

ロ 発動機等を国外において整備しようとする者は、整備しようとする発動機等に関し、修理又は改造の能力を有することについて国際民間航空条約の締約国における航空当局の認定を受けていること。また、航空法第16条第2項に定める耐空性を証明する書類を添付できること。

② 国内事業の許可等

イ 発動機等を整備しようとする者は、整備しようとする発動機等に関し、航空機製造事業法第2条の2に規定する事業の許可、又は同法第2条の8に規定する事業の区分の変更について、経済産業大臣の許可を受けていること。

ロ 発動機等を整備しようとする者は、整備しようとする発動機等に関し、航空機製造事業法第14条に規定する修理の方法について、経済産業大臣の認可を受けていること。

③ 整備をしようとする発動機等に関し、当該製造業者との技術提携契約書の写し、またはその製造業者から総分解検査相当の整備ができる事業場として認定された書類の写しまたはこれらと同等と認められるもの。

④ 品質管理体制

事業場の品質管理体制に関し、会社組織図、品質管理組織図、事業場管理規定、航空機用発動機等の管理規定、書類管理規定、検査規定またはこれらと同等と認められるもの。

⑤ 技術支援体制に関し、様式2の技術支援体制表。

3 技術審査結果の通知

技術審査の結果については、資格審査結果通知として支出負担行為担当官から通知する。

4 その他

技術審査を受けて合格した者は、国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の有効期間内に限り技術審査の申請を省略することができる。

ただし、技術審査資料の内容に変更がある場合は、技術審査申請書に必要書類を添付し申請すること。

様式1

令和 年 月 日

(装備技術部航空機課長経由)
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

所在地 _____
会社名 _____ 社印
代表者名 _____ 印

技術審査申請書

海上保安庁の航空機用発動機等整備に関する技術審査を受けたいので、下記のとおり必要書類を添付し申請します。

記

件名 ○○○○

仕様書番号第○-○○○○号

1 添付書類

•	•
•	•
•	•
•	•
•	•

2 次の書類について、技術審査合格時に提出した資料に変更が無いので省略いたします。

•	•
•	•
•	•
•	•
•	•

(最近の技術審査合格年月日 令和 年 月 日)

3 連絡担当者名及び電話番号

様式 2

技術支援体制表

令和 年 月 日

1 連絡先

職名	事業所所在地	電話番号等			備考
担当者		昼間	夜間及び休日	FAX 又はメールアドレス	
(営業担当)					
(技術担当)					
(部品担当)					

2 連絡系統

3 組織図

紙入札方式参加願

1. 発注件名 F I B E R C O N N E C T I O N D E V I C E 1 個整備

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため
紙入札方式での参加をいたします。

令和 年 月 日

資格審査登録番号(業者コード)

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

メールアドレス

入札者

住 所

企業名称

氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合は
その者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000～999の任意の
3桁の数字を記載する。

紙契約方式承諾願

1. 件 名 F I B E R C O N N E C T I O N D E V I C E 1 個 整 備

上記の案件は、電子調達システムを利用しての契約ができないため、
紙契約方式での手続きをいたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

○宛 先: 海上保安庁 総務部政務課 予算執行管理室 契約係

確認書

件名: FIBER CONNECTION DEVICE1個整備

本案件については、「電子入札方式」により参加します。

令和 年 月 日

会社名等
部署名
確認者

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
(連絡先は2以上記載すること)
本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担当者(会社名・部署名・氏名):
連絡先1:
連絡先2:

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用する電子証明書の番号を記入してください。

【電子証明書の番号】「シリアルナンバー(SN)」、「ID」などの項目に続く
10桁の数字・英字(例:14桁、16桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【取得者名】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(左つめで記入。「スペース」分も左詰めで記入。枠不足の際は、追加してください。)

*今回限定した上記の電子証明書以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。

*上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

紙入札方式での参加を希望する方は、速やかに「紙入札方式参加願」を提出してください。

(担当者連絡先)

電話番号:

メールアドレス:

入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していた電子証明書について、電子証明書発行機関の電子証明書の利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、発注者に電子証明書変更承認申請書(様式4)を提出するものとする。この場合において、電子証明書変更承認申請書には、変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

発注者(海上保安庁)は、変更後の電子証明書に関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾します。

様式 5

期 間 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

下記の権限を委任します。

委任期間 年 月 日から

年 月 日まで

委任事項

年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。契約締結について委任する場合は押印省略不可。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

様式6

都 度 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め
「件名:F I B E R C O N N E C T I O N D E V I C E 1 個整備」に関する下記の権限を委任します。

委任事項

1.

年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。契約締結について委任する場合は押印省略不可。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

仕様書番号第 6-2100 号
令和 6 年 6 月

航空機用部品特別整備仕様書

件名 FIBER CONNECTION DEVICE 1 個整備

海上保安庁

1 総則

1-1 適用範囲

本仕様書は、海上保安庁(以下「当庁」という。)所有航空機用部品の整備に適用するものである。

1-2 再委託承認申請書の提出

請負業者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、再委託承諾申請書(海上保安庁 HP 掲載様式)を提出し、承諾を得ること。ただし、当庁が本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りでない。

1-3 準拠法規等

本整備の実施に際しては、航空関係法規等(耐空性改善通報を含む)、設計国又は製造国の航空当局が発行する耐空性改善命令(AD, CN等)及び設計製造者等が指定する最新の方法(オーバーホールマニュアル、サービスブリティン等)に基づいて実施すること。

また、国外での整備となった場合は、請負業者が国内・国外諸法規との関連事項について適切に処理すること。

1-4 疑義の処理

整備仕様の範囲を超える整備が必要となる場合等、本整備中に生じた疑義については、監督職員と協議のうえ、処理するものとする。処置が決定するまで請負業者において防錆等に留意し保管すること。

1-5 監督及び検査

監督職員の監督を受け、業務完了後、検査職員の検査を受けること。

1-6 使用材料の規格、品質

本整備に必要とする部品及び材料等は請負業者の負担とする。

なお、使用する材料等の規格、品質については、本仕様書に特に定めが無いものであっても、使用目的に応じた良質なものを使用しなければならない。

1-7 検査器具等の負担

本整備に必要とする検査機器、治工具及び間接資材は、請負業者の負担とする。

1-8 交付場所、引渡場所

航空機用部品の交付場所及び引渡場所は、別添「仕様明細」のとおりとする。

1-9 提出書類等

- (1) 本整備により、不具合箇所及び不具合部品（以下「不具合箇所等」という。）が判明した場合は、速やかに当該不具合箇所等の状況を具体的に示す資料を監督職員に提出すること。なお、分解検査の結果については、1-13 引渡期限等(2)に定める期日までに、修理金額も含めた報告を、書面として監督職員に提出すること。報告が出来ない場合も、理由を明記した書面を監督職員に提出すること。
- (2) 本整備完了時、次の書類の本紙を納入部品に添付し、写1部を監督職員に提出すること。
 - (イ)機能検査成績書及び作業内容の記録
 - (ロ)航空日誌(ログブック等)のあるものについては、実施した作業の内容を記載すること。
 - (ハ)航空法第16条第2項(令和4年6月18日施行)に準じた耐空性を証明する書類
- (3) 監督職員及び検査職員から上記以外の書類で必要な書類の要求があった場合、請負業者は速やかに提出すること。

1-10 撤去品等の処理

本整備の実施に当たり、撤去品が発生した場合の処置については、監督職員の指示によるものとする。

また、請負業者は、監督職員から不具合部品の返品要求があった場合は、これに応じること。

1-11 通関手続等

本整備が国外整備の場合、必要な通関手続き等、国内外法規に関する諸手続き及び、輸出入の通関に伴う開梱及び梱包作業は、請負業者により行うこと。

ただし、輸入にかかる費用については、通関は原則 1回とする。

1-12 支払い

履行完了後の一括払いとする。

なお、外貨分を円建て換算する経費、関税その他特に必要と認める経費については、支払い前に実績額及び為替レートによる精算を行うので、請負業者は速やかに証拠書類を添付した実績額報告書を提出すること。

実績額報告書の提出期限 部品引渡後、原則30日以内

1-13 引渡期限等

- (1)修理品の引渡期限 令和7年1月31日
- (2)分解検査の報告期限 令和6年11月29日(監督職員が書面受領する期限)

2 整備

2-1 仕様

別添「仕様明細」のとおり整備を実施すること。

なお、別添「仕様明細」の整備仕様については、次の要領により実施すること。

- ・オーバーホール…… 製造業者が規定する総分解検査、点検、修正、必須交換部品の交換、組立調整及び完成検査を実施すること。
- ・修理 …………… 不具合箇所の特定を行うための分解検査を実施、不具合原因を特定すると共に、再組立て時に必要な部品の交換、組立調整及び完成検査を実施すること。
- ・機能検査(修理)…… 製造業者の発行する最新版の取扱説明書に基づき、分解等を実施し測定機器等を用いて作動、機能及び性能の検査を行ない、基本費用の範囲で修正のための修理を実施すること。
- ・修理(エクステンジ)…… 部品又は機体メーカーが提供するエクステンジ修理に基づき実施すること。(分解検査後の結果、エクステンジも検討に入るときに限る。)

2-2 不具合修理

分解検査の結果、不具合部品及び不具合修正のための修理作業内容が判明したときは、書面により監督職員に報告すること。不具合箇所の修理については協議するものとする。

3 その他

3-1 契約時の修理費用については、別紙「指示事項」に従うこと。

以上

別添

仕様明細

番号	品名	部品番号	適用機種	部品状態		仕様	交付場所	引渡場所	備考	
	整理番号	製造番号		現状	T. T					
					TSO/TSC					
1	FIBER CONNECTION DEVICE	99044030-09-001	ファルコン 2000	機能不良 (機内交話不良)	609-10	修理	航空機用部品 保管倉庫(深川)	航空機用部品 保管倉庫(深川)	10.0kg	0.60m × 0.60m × 0.60m 帳簿価格 7,211,319 円
	23-51-10	78697767-002			-/-					

【交付場所、引渡場所】

航空機用部品保管倉庫(深川) 東京都江東区新砂 1-13-6 福山通運深川倉庫内 TEL 03-6666-7680

1 オーバーホールの見積金額の内訳について

- (1) 見積るべき金額の内訳
- オーバーホール費用(分解検査費用+100%交換部品費用+組立費用+機能試験費用+書類作成費用+梱包費用)を基本とし、更に「仕様明細」において部品の交換、整備内容が記載されている場合には、その費用を加えたものとする。以上の通り、一般的に予期できないと認められる不具合が無く、構成する各部品等が検査合格した場合には、見積るべき金額でオーバーホールが完了するものとし、契約後の増額は認めない。
- ① 分解検査費用
- ・分解して検査を実施する費用であるが、構成する部品の再使用の可否を決めるまでを行う費用とする。
 - ・マニュアルによっては、分解検査後、その状態をメーカーに報告して部品の再使用可否を決める場合もあるが、メーカーに問い合わせる費用も、分解検査費用に見積もること。更に、非破壊検査、洗浄、塗装の費用も含めること。(契約後、分解検査費用の増額は認めない)
- ② 100%交換部品費用
- ・分解検査後、組み立てる際に必要な交換部品(100%交換部品等)を契約時に見積もること。
- ③ 組立費用
- ・分解した部品を再組立てる際に必要な費用。
- ④ 機能検査費用
- ・組立に必要な油脂、補材、塗装(タッチアップ含む)等の補材費用を契約時に見積もること。
- ⑤ 書類作成費用
- ・1-9 提出書類等に定める書類作成等にかかる費用を、契約時に見積もること。
- ⑥ 梱包費用
- ・運送に充分耐えられる箱や梱包材の費用を、契約時に見積もること。
 - ・防錆または劣化を防ぐための梱包及び、必要な帯電対策や防錆処置を実施する場合の費用を契約時に見積もること。
- ⑦ 使用する部品
- ・使用する部品は、原則新品とする。
 - ・新品部品の入手が困難等のやむを得ない場合は、監督職員の承諾を得て製造者の修理基準に合致した修理品等を使用することができるものとする。ただし、仕様明細に新品以外の部品使用不可等の記載がある場合はこの限りではない。
 - ・エクステンジ品の使用は、監督職員の承認を得て製造者の修理基準に合致した場合は使用可能とするが、契約後の増額は認めない。
- (2) 交換予想部品の見積(別紙指示事項3がある場合に限り)
- ・交換の予想される部品をあらかじめ別紙指示事項3において指定された場合は、上記(1)に当該交換予想部品の費用を加えた金額を契約時に見積もること。
 - ・交換部品の決定は、あくまで分解検査の結果において行うものとする。交換予想部品の見積りは、当初から高額と予想される部品費用を加味し、契約後に当初より高額な修理費用となることを避け、公平な競争を実施する為の方策であり、交換予想部品を必ず交換するということではないので留意すること。
 - ・なお、仕様明細において交換等が指定されている部品は、仕様明細に記載されている通りの整備を実施するものであり、本交換予想部品とは異なるところに注意すること。
- (3) 分解検査結果報告
- ① 期限
- ・1-13 引渡期限等記載の期日までに、総務部長あて、書面により監督職員へ報告すること。
- ② 分解が終わらない場合
- ・損傷等が激しく分解検査が終了せず、分解検査の報告期限までに報告が出来ない場合は、下記の書類を添付して請負業者から総務部長あてに書面で報告を行うこと。
 - ・なお、昨今の紛争やコロナ禍影響によるサプライチェーンの混乱、人員不足による修理会社の規模縮小の状況について、あらかじめ調査してから入札に参加すること。従って、分解検査に必要な人員不足等の状況は契約前に確認が可能であることから、分解検査結果報告の期限延伸は基本的に認めない。
- ①修理会社からの報告書(メール可)
- ②輸出許可書のコピー(輸出遅れによる遅延が無いことを確認するため)
- ③ 分解検査結果報告による契約金額の協議
- ・分解検査の結果をもって、契約金額の協議を行う。
 - ①分解検査結果で、オーバーホール費用に含まれない一般的に予期できない不具合(腐食等)により交換が必要とされた部品(交換に伴う100%交換部品も含む)の増額
 - ②交換予想部品が不必要だった際の減額(別紙指示事項3がある場合に限り)
 - ③修理の手法として、構成する部品の交換ではなく修理が安価な場合や、必要な部品の在庫状況により修理のみが手段である場合の費用
 - ・なお、①の部品については、修理会社から状況の確認できる写真と報告書を添付して監督職員へ報告すること。
- ④ 分解検査結果報告による引渡期限の協議
- ・分解検査の結果により、引渡期限の協議を行う。
 - ①昨今の紛争やコロナ禍影響によるサプライチェーンの混乱、人員不足による修理会社の規模縮小の状況について、あらかじめ調査してから入札に参加すること。従って、分解検査に必要な人員不足等の状況は契約前に確認が可能であることから、分解検査結果報告の期限延伸は基本的に認めない。
 - ②修理に必要な部品の入手に時間を要して納期を延伸する場合は、修理会社から部品の入手予定を記載した書面を添付して、書面にて報告すること。
 - ③引渡期限の変更等、契約変更の手続きには必要な書類を添えた分解検査結果報告書の受領後12週間を必要としている。
 - ・従って、引渡期限の延伸期間は、②で記載した部品入手予定に2週間を足した期間と、組立期間及び輸入にかかる期間を合算した期間を基本として協議する。

- ⑤ 修理金額が高額となる場合の協議
・分解検査の結果、修理費用が新品購入価格を超える、または当初契約金額から増額する場合は、修理を続行せずに分解止めとすることがある。
- ⑥ 引渡期限の延長の最終判断
・分解検査後の報告と協議成立の間に部品在庫等が減る状況が変わって協議時に定めた引渡期限に間に合わないことが判明した場合、速やかに(最長でも契約変更後30日以内に)監督職員へ報告すること。なお、それ以降の報告による納期の延伸は遅延金の対象とする。
但し、遅延が天災地変その他受注者の責めに帰することができない事由に基づく場合は、遅延金について協議するものとする。
- (4) エクステンジ
・部品の確保を目的とするため、下記の条件を基本として、分解検査の結果によってはエクステンジへの仕様変更を協議の対象とすることがある。
①エクステンジ品がある場合
②分解検査の結果、引渡期限を長期間延伸することとなり、海上保安業務に影響があると思料されるとき。
③修理金額より安価な場合。
- (5) 契約書の要確定費用金額表へ記載
・C&Fにおいて、FOB とF&O価格はそれぞれ記載すること。FOB とF&Oを合算した価格のみの記載は認めない。

1 修理の見積金額の内訳について

- (1) 見積るべき金額の内訳
- 分解検査費用(実作業上の分解作業有無に関わらず、故障探求に必要な費用)+100%部品費用+組立費用+機能試験費用+書類作成費用+梱包費用を基本とする。
- ① 分解検査(故障探求)費用
- ・故障場所を特定する費用であるが、構成する部品の再使用可否判断までの費用とする。
 - ・故障探求の為にベンチチェック、非破壊検査、部品洗浄、分解検査等、故障の原因を特定するまでに想定される最大の費用を契約時に見積ること。
 - ・契約後の故障探求費用の増額は認めない。但し、不具合が軽微で故障の原因を特定する費用が見積金額まで必要のない場合は、実際にかかった費用に減額することがある。
 - ・故障がベンチチェック等で再現されず、機能検査の結果が合格の場合は、仕様を機能検査に変更して減額することがある。
- ② 100%交換部品費用
- ・想定される故障探求で必要となる部品、組み立てる際に必要な交換部品(100%交換部品等)を契約時に見積ること。
- ③ 組立費用
- ・分解した部品を再組立する際に必要な費用。
 - ・組立に必要な油脂、補材、塗装(タッチアップ含む)等の補材費用を契約時に見積ること。
- ④ 機能検査費用
- ・組立後のベンチチェック等で必要な経費を、契約時に見積ること。
- ⑤ 書類作成費用
- ・1-9 提出書類等に定める書類作成等にかかる費用を、契約時に見積ること。
- ⑥ 梱包費用
- ・運送に充分耐えられる箱や梱包材の費用を、契約時に見積もること。
 - ・防錆または劣化を防ぐための梱包及び、必要な帯電対策や防錆処置を実施する場合の費用を契約時に見積もること。
- ⑦ 使用する部品
- ・使用する部品は、原則新品とする。
 - ・新品部品の入手が困難等のやむを得ない場合は、監督職員の承認を得て製造者の修理基準に合致した修理品等を使用することができるものとする。ただし、仕様明細に新品以外の部品使用不可等の記載がある場合はこの限りではない。
 - ・エクステンジ品の使用は、監督職員の承認を得て製造者の修理基準に合致した場合は使用可能とするが、契約後の増額は認めない。
- (2) 交換予想部品の見積(補足に記載のある場合に限り)
- ・交換の予想される部品をあらかじめ別紙指示事項3において指定された場合は、上記(1)に当該交換予想部品の費用を加えた金額を契約時に見積ること。
 - ・交換部品の決定は、あくまで分解検査の結果において行うものとする。交換予想部品の見積りは、当初から高額と予想される部品費用を加味し、契約後に当初より高額な修理費用となることを避け、公平な競争を実施する為の方策であり、交換予想部品を必ず交換するというのではないので留意すること。
 - ・なお、仕様明細において交換等が指定されている部品は、仕様明細に記載されている通りの整備を実施するものであり、本交換予想部品とは異なることに注意すること。
- (3) 分解検査結果報告
- ① 期限
- ・1-13 引渡期限等記載の期日までに、総務部長あて、書面により監督職員へ報告すること。
- ② 分解が終わらない場合
- ・損傷等が激しく分解検査が終了せず、分解検査の報告期限までに報告が出来ない場合は、下記の書類を添付して請負業者から総務部長あてに書面で報告を行うこと。
 - ・なお、昨今の紛争やコロナ禍影響によるサプライチェーンの混乱、人員不足による修理会社の規模縮小の状況について、あらかじめ調査してから入札に参加すること。従って、分解検査に必要な人員不足等の状況は契約前に確認が可能であることから、分解検査結果報告の期限延伸は基本的に認めない。
- ①修理会社からの報告書(メール可)
- ②輸出許可書のコピー(輸出遅れによる遅延が無いことを確認するため)
- ③ 分解検査(故障探求)結果報告による契約金額の協議
- ・分解検査(故障探求)の結果をもって、契約金額の協議を行う。
 - ①上記(2)交換予想部品以外の不具合部品(交換に伴う100%交換部品を含む)の増額
 - ②交換予想部品が不必要だった際の減額(別紙指示事項3が有る場合に限り)
 - ③修理の手法として、構成する部品の交換ではなく修理が安価な場合や、必要な部品の在庫状況により修理のみが手段である場合の費用を主とした修理金額確定の協議を行う。
- ④ 分解検査(故障探求)結果報告による引渡期限の協議
- ・分解検査の結果により、引渡期限の協議を行う。
 - ①昨今の紛争やコロナ禍影響によるサプライチェーンの混乱、人員不足による修理会社の規模縮小の状況について、あらかじめ調査してから入札に参加すること。従って、分解検査に必要な人員不足等の状況は契約前に確認が可能であることから、分解検査結果報告の期限延伸は基本的に認めない。
 - ②修理に必要な部品の入手に時間を要して納期を延伸する場合は、修理会社から部品の入手予定を記載した書面を添付して、書面にて報告すること。
 - ③引渡期限の変更等、契約変更の手続きには必要な書類を添えた分解検査結果報告書の受領後に2週間を必要としている。
 - 従って、引渡期限の延伸期間は、②で記載した部品入手予定に2週間を足した期間と、輸入にかかる期間を合算した期間を基本として協議する。

- ⑤ 修理金額が高額となる場合の協議
・分解検査の結果、修理費用が新品購入価格を超える、または当初契約金額から増額する場合は、修理を続行せずに分解止めとすることがある。
- ⑥ 引渡期限の延長の最終判断
・分解検査後の報告と協議成立の間に部品在庫等が減る状況が変わって協議時に定めた引渡期限に間に合わないことが判明した場合、速やかに(最長でも契約変更後30日以内に)監督職員へ報告すること。なお、それ以降の報告による納期の延伸は遅延金の対象とする。
但し、遅延が天災地変その他受注者の責めに帰することができない事由に基づく場合は、遅延金について協議するものとする。
- (4) エクスチェンジ
・部品の確保を目的とするため、下記の条件を基本として、分解検査(故障探求)の結果によってはエクスチェンジへの仕様変更を協議の対象とすることがある。
①エクスチェンジ品がある場合
②分解検査の結果、引渡期限を長期間延伸することとなり、海上保安業務に影響があると思料されるとき。
③修理金額より安価な場合。
- (5) 契約書の要確定費用金額表へ記載
・C&Fにおいて、FOB とF&O価格はそれぞれ記載すること。FOB とF&Oを合算した価格のみの記載は認めない。